

1 概要

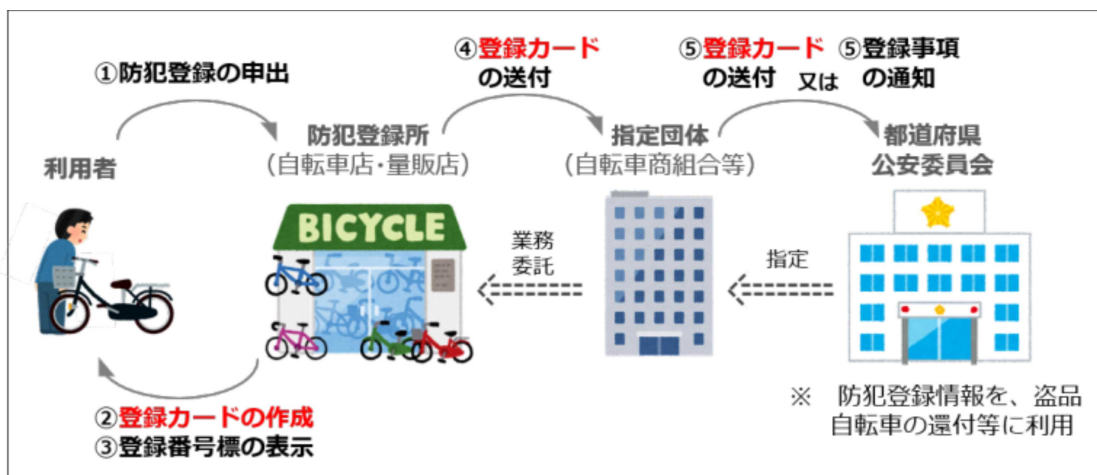
自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号。以下「自転車防犯登録規則」という。）の一部改正を行うもの。

2 改正案の概要

民間事業者からの要望を踏まえ、自転車防犯登録規則第1条第1項第1号の登録カードについて、書面による作成に加えて電磁的記録による作成を可能にする。

（参考：現在の自転車防犯登録の流れ）

- 自転車利用者が、都道府県公安委員会の指定団体により運営される防犯登録所において、申出を行う。
- 指定団体が、当該申出に基づき、書面によって登録カードを作成するとともに、当該申出に係る自転車に登録番号標を表示する。
- 指定団体が、当該申出のあった場所を管轄する都道府県警察に対し、登録カード又は登録事項（自転車を利用する者の氏名又は名称及び住所、登録カードの作成年月日、登録番号その他登録カードに記載する事項）を送付し、又は通知する。



3 意見公募手続の実施結果

本改正案について、令和5年2月17日から令和5年3月18日までの間、意見公募手続を実施した結果、8件の意見が寄せられた。

4 施行期日

公布の日（令和5年4月7日）から施行

<p>公安委員会 説明資料No. 2</p>	<p>「競馬法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則案」について</p>	<p>令和5年4月6日 刑事生活交通安全局</p>
<p>1 改正の必要性</p> <p>競馬法の一部を改正する法律（令和4年法律第85号）が公布され、競馬法（昭和23年法律第158号）の一部が改正される。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号。以下「暴対法施行規則」という。）第1条においては、競馬法第33条第2号（勝馬投票類似の行為に対する罰則規定）を「暴力的不法行為等」として規定しており、また、同規則第13条の2においては、同法第33条第2号を「譲渡し若しくは譲受け又はこれらに類する形態の罪」として規定しているところ、今般の改正により、同条第2号が第34条に繰り下がることから、所要の改正を行うもの。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 暴対法施行規則の改正</p> <p>暴対法施行規則第1条第12号中、「競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）…第三十三条第二号…とあるのを「競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）…第三十四条」と改める。</p> <p>また、同規則第13条の2の第4号中、「競馬法…第三十三条第二号…」とあるのを、「競馬法…第三十四条…」と改める。</p> <p>(2) その他の国家公安委員会規則の改正</p> <p>次の国家公安委員会規則においても、現行の暴対法施行規則第1条と同様に、競馬法第33条第2号を「暴力的不法行為その他の罪」として規定していることから、(1)前段と同様の改正を行う（括弧内は根拠法）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業の要件に関する規則（警備業法） ○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律） ○ 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（銃砲刀剣類所持等取締法） ○ 古物営業法施行規則（古物営業法） ○ 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律） ○ 確認事務の委託の手續等に関する規則（道路交通法） <p>3 施行期日</p> <p>令和5年5月1日（月）</p>		

1 改正の内容

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第61号）により、資金決済に関する法律（平成23年法律第25号）が改正され、

- ・ 電子決済手段等取引業の登録義務違反等に対する罰則規定（第107条第2号、同条第8号、同条第9号、第112条第2号及び第114条第1号）
- ・ 為替取引分析業の無許可営業等に対する罰則規定（第107条第14号、同条第15号、同条第17号、第109条第11号及び第114条第7号）

が新設されたことを踏まえ、これらの罪に当たる行為を、下記の国家公安委員会規則において、「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」及び「暴力的不法行為等」に追加するもの。

2 改正の対象となる国家公安委員会規則（根拠法）

- (1) 警備業の要件に関する規則（警備業法）
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律）
- (4) 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（銃砲刀剣類所持等取締法）
- (5) 古物営業法施行規則（古物営業法）
- (6) 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律）
- (7) 確認事務の委託の手續等に関する規則（道路交通法）

(1)、(2)及び(4)から(7)までにおいては、「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」を定め、各法律において同行為を行うおそれのある者であることを認定、許可又は登録の欠格事由としている。また、(3)においては、「暴力的不法行為等」を定め、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律において、同行為に係る犯罪経歴の保有者が一定以上の割合を占めることを指定暴力団の指定要件の一つとするなどしている。

3 意見提出期間

令和5年4月7日（金）から令和5年5月6日（土）まで

4 施行期日

令和5年6月1日（木）（予定）

1 経緯

- 従来の警察情報システムは警察庁及び都道府県警察のそれぞれが個別に整備を進めてきたためにコストの重複が生じているほか、業務毎にデータ形式が異なっており連携が困難であるなどといった課題があった。
- デジタル化を通じた警察業務の更なる合理化・高度化のため、令和2年度以降、警察庁において共通基盤の整備を進め、全国警察のシステムの集約やデータの標準化等の取組を推進している。

2 主なシステムの取組状況

(1) 運転者管理システム

- 本年1月以降、これまで4府県において運用開始。
- 都道府県警察の運転者管理システムを令和4年度から6年度にかけて集約。
- システム刷新と併せて自動受付機の導入等を行うことにより、運転免許行政の現場における業務フローの改善や国民の利便性向上に寄与。
- 道路交通法等の改正の都度、都道府県警察のシステムを改修することが不要となり、システムの維持・運用コストを合理化（例：運転免許証とマイナンバーカードの一体化）。

(2) 遺失物管理システム

- 本年3月より10府県において運用開始。
- 都道府県警察の遺失物管理システムを令和4年度から8年度にかけて集約。
- インターネットを経由して遺失届の提出が可能になるほか、新システムへ移行した都道府県の拾得物情報をインターネット上で一括検索することが可能になるなど、国民の利便性向上に寄与。

(参考)

- ・ 警察活動の業務継続性の観点から情報処理センター第二拠点を設置（庁舎は本年2月竣工済み。G7広島サミット後に必要な機器を移設、運用開始予定）。
- ・ 令和5年度は、運転者管理システム15都県、遺失物管理システム10県が警察共通基盤に移行予定。

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 5</p>	<p>サイバー事案の被害の潜在化防止に向けた 検討会報告書について</p>	<p>令和5年4月6日</p> <p>サイバー警察局</p>
<p>1 サイバー事案の被害の潜在化防止に向けた検討会</p> <p>サイバー事案の被害の潜在化を防止するため、令和4年12月から令和5年3月までの間計3回にわたって検討会を開催し、サイバー事案被害者の支援等で活躍する産業界、セキュリティ関係団体、法曹界、学术界の有識者により今後の方策について御議論いただき、報告書を取りまとめたもの。</p> <p>2 報告書の概要</p> <p>(1) 関係機関等と連携した通報・相談の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関等との連携強化 ○ サイバー事案の被害に関する報告窓口の一元化 <p>(2) 通報・相談しやすい環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者に対する積極的な情報発信 ○ 高齢者や青少年等に対する広報啓発活動 ○ 警察における対応改善に向けた取組 <p>3 今後の取組</p> <p>報告書の内容を踏まえ、次の取組等を推進する予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関等との覚書の締結等による通報・相談の促進 ○ 被害の報告に係る様式等の統一に向けた関係機関等との調整 ○ 都道府県警察のインターネット上の通報・相談窓口の統一化 ○ 統一マニュアルの配布や定期的な教養の実施等による、各都道府県警察における通報・相談への適切な対応の徹底 		